

野村流音楽協会「資料収集編集委員会」設置要綱

(趣旨)

- 1、この要綱は、野村流音楽協会会則第5条第1項第(1)号及び第(7)号に基づき、「資料収集編集委員会」(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定める。

(設置)

- 2、資料等の収集・編集の円滑な推進のため「資料収集編集室」を会長所在地に設置する。

(任務)

- 3、委員会は、会長の諮問に応じてつぎの各号に掲げる事項を推進する。
 - (1) 資料等の収集・保存・活用に関すること。
 - (ア) 本会が発行する工工四及び会誌その他の 発刊物並びに琉球音楽に関する文献・資料等の収集
 - (イ) 本会の活動に係る文書・写真・映像等の保存
 - (ウ) 「野村流音楽協会アーカイブ」を設置し、会員並びに一般愛好者の活用を図る。
 - (2) 会誌『ちゃんな』の発刊に関すること。
 - (ア) 会誌『ちゃんな』編集の基本方針の設定
 - (イ) 会誌『ちゃんな』編集に関する資料収集及び執筆依頼
 - (3) その他、会則第5条第1項第(1)号及び第(7)号の推進に関すること。

(組織)

- 4、委員会は、10名以内で組織し会員のうちから理事会で選出し、会長が委嘱する。

(任期)

- 5、委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
 - (2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする

(委員長及び副委員長)

- 6、委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - (2) 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
 - (3) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
 - (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(幹 事)

- 7、 委員会に幹事を置き、委員会に関する事務を担当する。
- 8、 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- (1) この要綱は、野村流音楽協会会誌『ちゃんな』編集委員会
(平成22年5月16日施行)を発展的に改定し、平成24年5月20
日に施行する。